

労働者災害補償保険法 長時間労働の3つの評価

- | |
|-------------------------|
| ①「特別な出来事」としての「極度の長時間労働」 |
| ②「出来事としての長時間労働」 |
| ③他の出来事と関連した長時間労働 |

長時間労働に従事することも精神障害発病の原因となり得ることから、長時間労働を次の3通りの視点から評価します。

3通りの評価	評価内容
①「特別な出来事」としての「極度の長時間労働」	発病直前の極めて長い労働時間を評価 [「強」になる例] ●発病直前の1カ月におおむね 160 時間以上の時間外労働を行った場合 ●発病直前の3週間におおむね 120 時間以上の時間外労働を行った場合
②「出来事としての長時間労働」	発病前の1か月から3カ月間の長時間労働を出来事として評価。 [「強」になる例] ●発病直前の2カ月間連続して1月当たりおおむね 120 時間以上の時間外労働を行った場合 ●発病直前の3カ月間連続して1月当たりおおむね 100 時間以上の時間外労働を行った場合
③他の出来事と関連した長時間労働	出来事が発生した前や後に恒常的な長時間労働（月 100 時間程度の時間外労働）があった場合、心理的負荷の強度を修正する要素として評価。 [「強」になる例] ●転勤して新たな業務に従事し、その後月 100 時間程度の時間外労働を行った場合

- ①…160 時間、120 時間
 ②…120 時間、100 時間
 ③…100 時間